

【今年度の検討のまとめ 骨子（案）】

1 条例・規則・要綱で定める基準

① 東京都独自に緩和する基準

	国基準	都基準（案）	都基準設定の考え方
共通			
廊下幅	片廊下は1.8メートル、 中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル、 中廊下は1.8メートル	・小規模特養の基準と同様とする。 ・車椅子、ストレッチャー等のすれ違いに 必要な幅を確保
特別避難階段	居室等のある3階以上の 各階に通ずる特別避難階 段を2以上	避難に支障がないよう に屋内及び屋外避難階 段を設ける。	・付室分の面積の有効活用のため
ユニット型			
ユニット定員	10人程度	12人以下	・一人の夜勤者によるケアの質が保てる定 員上限は25人（1ユニット当たり12人 まで） ・日中の介護職員確保にも配慮
ユニット内の 通り抜け	施設内の他の場所（風呂 等）へ移動するため、他 のユニットを通らない経 路を確保	他のユニットの「共同 生活室の通過」は不可 とする。 土地・建物の形状の制 約がある場合は、「廊 下の通り抜け可」とす る。	土地・建物の形状に制限のある場合におけ る、ユニット型整備の促進
従来型			
居室定員	4人以下（省令改正によ り1名となる可能性あ り）	4人以下	・所得の低い高齢者が、低廉な居住費負担 で利用できる施設の整備

その他、都の施設整備費補助審査基準で定められているものを基準化

「プライバシーに配慮した多床室のしつらえ」、「採光、使い勝手」など居住環境に着目した基準の設定

② 条例・規則等の考え方（予定）

- ・ 基準設定に当たっての基本的な考え方、人員配置や設備など原則的な定め等は、条例で規定。具体的な数値（床面積・廊下幅等）や詳細な基準は、規則で規定。
- ・ 都が施設整備費補助審査基準として定めているものについては、重要度に応じて条例、規則、要綱のいずれかで規定。

2 廊下幅についての基準の特例

- ① 従来型の特別養護老人ホームをユニット化改修する場合
- ② 学校などの既存施設を特別養護老人ホームに転換する場合（改修型創設）

（基準）廊下幅 1.5・中廊下1.8m → 要綱において、緩和規定を設ける。

車いす等の移動に支障がない場合、一部分において幅が確保できなくても可とする。

（地域密着型特養の廊下の緩和規定を準用）

「なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。」

ただし、建築基準法等の関係法令には適合させる。

（関係法令等）

- ・ 建築基準法施行令 廊下幅 1.2m 中廊下 1.6m
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行令
廊下幅 1.2m、50m以内ごとに車いすの転回スペース要
- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
廊下幅 1.8m、50m以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m

3 既存の従来型施設がユニット型に近づくための方向性

・・・ユニット化改修が困難な施設の場合

★ 施設全体でユニットケアを進める心構えが大切

そのためには・・・

改修前 職員までユニットケアの理念を浸透させること
改修中 利用者への影響を最小限に抑えること
改修後 利用者職員とそのハードを有効に使えるかどうか



ハードルを施設全体で
越えていく

ア グループケアの実施しやすいハード

① 食堂の分散配置

グループケア（個別ケア）が可能な単位ごとの食堂の配置

（例：マザアス東久留米では、15人に一つの食堂に改修）

② トイレの分散配置

・居室から利用者、職員の動線を考えた場合、トイレは分散してあったほうが望ましい。4人に1つは最低配置。

③ 個別ケアを想定した浴室の配置

・居室から利用者、職員の動線を考えた場合、ケア単位ごとに浴室があったほうが望ましい。

イ プライバシー等を尊重したハード

① 個室的空間の確保

- ・ ベッドの間を仕切る方法として、ベッド間を障子や可動式引き戸を用いる。
・ 同時に採光にも配慮が必要

② 仕切った後の空間の広さへの配慮

- ・ 入居者のケアに支障のない、ベッドの配置に配慮する。

(参考) 準ユニットケア加算について

介護報酬において、一日につき5単位を算定できる。

厚生労働大臣が定める施設基準 (平成十二年厚生省告示第二十六号) 四十二

イ 十二人を標準とする単位(以下この号において「準ユニット」という。)において、ケアを行っていること。

ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室(利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

- (1) 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

ウ ゲストスピーカー (第4回) のお話を踏まえて

(事例1) 容易にユニット化改修が可能な施設

・・・社会福祉法人至誠学舎立川 至誠キートスホーム

平成12年4月に開設。当時、ユニット型としての整備類型はなく、全室個室も国の方針として推奨されていなかったが、当時のホーム長である橋本正明氏が、北欧のケアを目指してユニットケアを始めた。①個室使用の居室として整備②リビングルームを広く取る③ユニットの独立性を高めた④居室の外気に触れる面積を多く取った。

10人のユニット 個室×3、3人部屋×1、2人部屋×2

→多床室は、アコーディオンカーテンで仕切る。

(施設では、音が漏れるため好ましくないと、考えている)

家具の持ち込みも自由。

個室仕様のため面会者も多い。

リビングは、中古家具を入れて家庭らしい雰囲気に。

→ アコーディオンカーテンを天井までの間仕切りに改修し、平成23年4月からは、ユニット型特別養護老人ホームとなる。

(事例2) 既存ストックを有効活用した施設

・・・ (仮) 品川区立八潮南特別養護老人ホーム
旧八潮南中学校を活用した特養整備

① 連続した教室と長い廊下の建物構造

エレベーターホールに進むために隣のユニットを通り抜けなければならない。

→ ユニット型として整備が出来なかった。(→基準の緩和へ)

② 教室(8m×8m=64㎡)の形状による制約

(従来型個室)

1教室に4人の居室を整備する場合、基準面積は確保できるが居室が縦長となり、二方向介助に困難 → 1教室3人としてゆとりを持たせた。

(個室のしづらえとした4人部屋)

障子を仕切りとして使用。障子上部のランマを開放して、採光をとった。

(事例3) ユニットケアが可能な従来型施設への改修

・・・ 社会福祉法人マザアス マザアス東久留米

職員から入居者の気持ちに寄り添うケアを行いたいと要望が上がり、実現。

- ・ 大浴槽を個浴に
- ・ 居室の配置を変え、食堂を分散させた。
- ・ 談話室を食堂に改修 → 15人を一つの単位とするユニットを形成
- ・ 多床室の仕切りをカーテンからパーテーションへ (プライバシーへの配慮)

↓

変わったこと

入居者との会話が増えた、トイレで排泄できるようになった、ユニットでご飯作りなども可能となった(集団ケアから個別ケアへ)